

第2回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和5年9月11日（月）午前9：30～

▽場 所

成城ホール4階 集会室E

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、林委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、金子（貴）委員、金子（永）委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

川浪委員

▽事務局

保坂区長、松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、木田児童支援課長、伊藤保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、宮本健康推進課長、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 「世田谷区子ども条例」の改正に向けた議論の進め方について
- ・資料2① 子ども計画（第3期）検討部会での検討状況
- ・資料2② 小学生・中学生アンケート 調査概要
- ・資料2③ 小学生アンケート（低学年） 調査票
- ・資料2④ 小学生アンケート（高学年） 調査票
- ・資料2⑤ 中学生アンケート 調査票
- ・資料3① ひとり親家庭アンケート 調査概要
- ・資料3② ひとり親家庭アンケート 調査票案
- ・資料4 世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和4年度活動報告について
- ・資料5 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討結果について
- ・資料6 世田谷区立保育園における事例検証委員会の検討結果及び今後の区の実践について

▽諮問

嶋津課長

定刻になりましたので、令和5年度第2回子ども・子育て会議を開会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、事務局として進行を務めさせていただきます世田谷区子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、本日、委員の皆様の御出席をいただいております。一部職員がオンラインで傍聴している関係がございますので、画面はございませんが、Zoomを併用させていただきますので、御発言の際はマイクの御使用をよろしくお願いいたします。

なお、本日は委員の欠席といたしましては、川浪委員お1人、今回欠席という御連絡をいただいております。

資料につきましては、各委員の机の上に次第以下、資料1から6を配付しております。資料を御確認ください。

それでは、開会に当たりまして世田谷区長、保坂区長より御挨拶をいたします。お願いします。

保坂区長

皆様おはようございます。昨日まで世田谷区全域で車座集会をやっており、そこで出た意見として、子育てに大変手厚い区で、子どもが小さい頃はありがたみを感じていたが、小学校の半ばになって、塾だ、習い事だというふうになっていくと、だんだん区から恩恵を受けたことを忘れていき、そのため、ふるさと納税も増えているのではないかという意見もありました。まだまだ課題はありますが、子ども・子育て会議の皆様のお意見によって支えていただいたこと、本当にありがたいと思っております。今回から新たに加藤新会長に牽引していただき、委員をお引き受けいただいた皆さんと共に議論を深めていただきたいと思います。

振り返ると、国がこども基本法をようやく制定しましたが、世田谷区では、2001年（平成13年）に、子ども条例、これは国連子どもの権利条約の子どもが権利主体であるということ、それから、子どもの人権尊重の立場から子ども環境、そして子どもの成長・発達に応じた意見表明権をしっかりと取り入れて条例化してまいりました。ようやくこども基本法ということで、あらゆる政策、特に子どもに関わる事柄について、子ども自身の意見を聴いていくということを区としても、さらに徹底するようしていきたいと思っております。

待機児童問題が今から7、8年前は区の最大の課題でした。その中で、

当然、住宅密集地である世田谷区の中に保育園の数をほぼ倍増しました。そのため、その多くは住宅地につくることになりました。住宅地以外の用地はほとんどなく、中には、保育園反対運動が起きました。例えば「送迎のときの保護者の立ち話がうるさいのではないか」、「子どもの声が静かな関係を壊すのではないか」と、相当激しい意見もございました。この時期に、子ども・子育て応援都市宣言を2015年（平成27年）に世田谷区で行っております。これは、子どもがいる方も、子育てが終わった方も、あるいは子どもがいない方も、子どもたちの成長を支える地域抜きにして持続可能な社会はあり得ない、医療保険も全て子どもがいなければ成立をしないことであります。一方、静かな環境が破壊されたとの意見もありましたが、ある意味で路地から子どもの声が聞こえてこない環境自体が、やはり異様な環境だったのではないかと考えています。東京都においては、乳幼児までの子どもたちの声については、環境条例の騒音の事項から外すという条例改正が行われております。一方、全国では、地方自治体で遊び場を撤去するということが大問題になりました。子どもたちの声を温かく見守る、「泣いてもいいよ！」というプロジェクトも世田谷区で始めましたが、泣いたら出て行けという文化が、まだまだ日本は根強いのかなと、そこを変えていかなければと考えております。

世田谷区の子ども・子育て施策の中で、妊娠期、そして出産直後の乳児期に対するケア、サポートが不十分であり、産後ケアセンターをようやく桜新町につくって十数年になります。大変高い利用率になっておりますが、これは私ども世田谷区として国に働きかけ、与野党にも働きかけて産後ケアセンターを法制化しろということを強く数年にわたって働きかけたところ、母子保健法の改正がなされ、産後ケアセンターが法律の中にきちっと書き込まれました。よって、国の予算もそこで出るようになりました。また、新設に当たっても、全て区で担ってきたということから脱することができたということです。

今、国では産後ケアを少子化対策の要としてしっかりやるんだということで、世田谷区内でも新たな拠点をつくりたいというようなお話もいただいているところです。

世田谷で始めた子ども・子育て支援を大いに参考にして、こども家庭庁、そして「こどもまんなか」というキャンペーンをしており、そういうことの1つの座標軸、指標になっているのが私たちのこの議論だというふうに感じております。

今年3月には、「区立幼稚園の児童数が減ってくる」、「保育園が待機児童ゼロになったが、一部の保育園においては、逆に定員に至らない園が

目立ってきて、経営上の問題が出てきた」など、様々な新しい事態の、ある意味で世田谷区も少子化の時代に入っているという中での課題が出てきております。そうすると、幼稚園や保育園や様々な子ども関連施設の統合、あるいは再配置ということも課題になり、原則、児童福祉、幼児教育のための施設は子どものために新しい用途に転じていくということを基本にしながら、これからの時代に対応した変化を、より弱かった乳幼児期から保育園入園までの時期のサポートも含めて強化してまいりたいと思います。世田谷版ネウボラを、いよいよ真価発揮というところからです。

また、児童養護施設や、里親のもとで少なからずお子さんたちが今過ごしております。こういった社会的養護の要でもあり、また、保育園や様々な児童福祉に関する集約的な政策遂行の拠点である児童相談所を2020年から発足させております。一時保護所もあります。フル稼働をして、一時保護所については東京都内みんなそうですが、定員をかなり上回り、東京都内全体で十分対応できていないという課題も抱えています。

これらたくさんの課題のなか、今回の子ども・子育て会議におきまして活発な議論をしていただき、この会議で発案された政策をしっかりと実のあるものに連携しながら準備していくというのが私の仕事でもあります。加藤会長をはじめ委員の皆さん、活発な議論をよろしく願いいたします。

以上、私の御挨拶といたします。

嶋津課長

保坂区長、ありがとうございました。

それでは、本日は、保坂区長より加藤会長にまずは諮問をさせていただきます。委員の皆様は机の上に諮問文の写しを置かせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それでは加藤会長、保坂区長、そのまま御起立をお願いします。

〔諮問文手交〕

嶋津課長

ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

なお、保坂区長は、この後、他の公務のため、ここで退席させていただきます。保坂区長、どうもありがとうございました。

事務局

それでは、諮問も終わりました、今後の子ども条例の改正に向けた議論の進め方について、まずは事務局から御説明させていただきます。皆様、資料1を御覧ください。

資料1、「世田谷区子ども条例」の改正に向けた議論の進め方についてといった資料でございます。1の主旨につきましては、先ほど区長から理由文の中でも述べさせていただいた内容でございますので、このあた

りは割愛させていただきます。今後、いま一度子ども・若者の参加の下、世田谷区子ども条例の改正の議論を進めるという中身でございます。

2、子どもの権利部会の設置ということで、これも第1回の子ども・子育て会議でお話をさせていただきましたが、条例改正について、子どもの権利部会で集中的に議論し、令和6年3月に区長に答申する、そういったことを考えてございます。設置期間、構成委員等はこちらの記載のとおりでございます。

3、今後のスケジュールというところですが、本日、令和5年9月であります。区長からの諮問を先ほどいただきました。今からまさしく開始するという中身でございます。10月以降、子ども・若者を対象とした子ども・青少年会議でワークショップなどを行いまして意見聴取が始まります。令和6年3月、世田谷区子ども・子育て会議から区長に答申をいただきたいということで、3月までの期間での御議論ということを考えております。令和6年4月には条例改正の骨子案、6月には条例改正の素案ということで、素案ができ次第、その後、広報などでパブリックコメントを実施する。10月には条例改正の案まで持っていきまして、12月に制定、令和7年4月施行と、そんなようなスケジュールを考えております。

1枚資料をおめくりいただいて、裏面でございます。表になっておりますけれども、一番下のところに子どもの権利部会ということで集中的に議論するというので、この9月から2月までの間、1月に2回ほど入っておりますけれども、合計7回、子どもの権利部会を開催したいと考えております。

次のページ、先ほどメンバーを割愛させていただきましたが、別紙1ということで、子どもの権利部会のメンバーが、久保田部会長をはじめ、こういった委員の構成となっております。なお、下のほうに管理職の名前が入っている、このような形になっております。

資料1につきましての説明は以上でございます。何か御不明な点などございますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、引き続き、これで諮問が以上となりますので、この後の議事につきましては、加藤会長に今後の議事の進行をお願いしたいと思います。では、加藤会長、よろしく申し上げます。

▽報告

加藤（悦）会長 それでは、本日もよろしくお願いいいたします。本日は報告案件が4つあります。

まず、報告1の子ども計画（第3期）検討部会での検討状況についてとなります。8月に2回部会を開催しまして検討を進めてきましたので、その状況を報告いたします。次期の計画の位置づけとか期間、また、子どもの参加機会の確保等の議論、さらに10月に実施します小中学生アンケートと、11月に実施するひとり親家庭アンケートの項目について議論してきました。

小中学生アンケート項目については、10月実施に向けて、9月からウェブ画面での作成作業に入らなければいけない関係から、8月中に項目を確定させるとして、部会以外の皆さんにもメールで意見を求める形を取らせていただきました。本日は、議論の途中経過として資料2①調査項目の確定した内容を、さらに資料2②の概要を基に、まずは事務局より御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。お手元に資料2①、後ほど使う資料2②を御用意ください。

それでは、先の資料2①の1ページ目を御覧ください。②のほうも続けて説明しますので、少しお時間をいただきます。よろしくをお願いします。

では、資料2①の1ページ目でございますが、検討部会での検討状況でございます。8月に2回開催しまして、主にアンケートを中心に議論を進めてまいりました。第3期の検討に当たっての考え方や方向性についても議論をいただいたところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。1の子ども計画の位置づけと名称のところです。世田谷区子ども条例の推進計画として、第1期（10年）、第2期（10年）ということで子ども計画を策定してまいりました。第3期は、今年4月に施行された子ども基本法で市町村の努力義務とされる市町村子ども計画にも位置づけるとともに、引き続き各種法令で策定が定められている計画を内包する形で策定したいと考えております。

また、計画の名称につきまして、妊娠期から就学期、若者期まで切れ目なく施策を展開していくという考えの下、第3期からは、これまで「子ども計画」といった名称を「(仮称)子ども・若者総合計画」に変更したいと考えております。実は「子ども・若者計画」という名称が既に存在しますので、「子ども・若者総合計画」ということで、事務局としては今考えているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。2の計画の期間でございます。これまで10年間を1期と定めてまいりました。第3期も、これまでと同様に、本計画がこれまで大事にしてきた地域づくり、あとハード整

備も含めて中長期、特に長期的な見通しが必要という考えに基づきまして、計画期間につきましては10年にしたいと考えております。この間も計画策定後も見直しを行ってまいりましたが、今後も社会情勢、時勢を見ながら必要な見直しを行っていきたいと考えております。

4 ページ目を御覧ください。現行計画である子ども計画（第2期）後期計画を少し御説明させていただきます。子ども計画（第2期）後期計画の基本的な考え方でございます。子ども計画の第1期、第2期、それぞれ10年後の目指すべき姿として、「子どもがいきいきわくわく育つまち」を掲げて、全ての子どもが家庭や地域、他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくことを目指しております。計画全体を貫く基本コンセプトには、「子ども主体」、「子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障すること」を掲げ、子ども主体を実現する手段として「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」、この3つの視点を持って取り組んでいるところでございます。

この「つなぐ・つながる」とは、まず1で、居場所や支援につなぐ、居場所や支援が日頃からつながっているといった視点です。②の地域の中で子ども・若者が育ち、やがて大人になり、子育てをし、また育つというつながりを地域の中で生み出す。そして3つ目ですが、支援の受け手から支援の担い手になるという支援のつながりを意味しており、その目的の施策を展開しております。

次に「参加と協働」です。1つ目、子どもの主体的な参加や参画の下、子どもの声を尊重し、反映していく仕組みづくり、2つ目、区民、保護者、支援者、事業者などと協働した地域社会づくり、3つ目、地域の協働相手となる区が果たすべき役割を明確にし、施策展開していくというものでございます。

「地域の子育て力」でございます。1つ目、地域の子どもや子育てを気にかけて、応援する人を増やし、地域の子育て力を高める。2、地域の子どもを見守り、一緒に育てるといった意識・機運の醸成、3つ目、子どもや子育てを応援したいと思う人が役割を果たせるような仕掛けづくりといった視点の施策を盛り込んでございます。

続いて5 ページ目を御覧ください。4の（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）で目指す姿でございます。これまでの第1期、第2期の子ども計画で掲げている目指すべき姿「子どもがいきいきわくわく育つまち」は、区民版の子ども・子育て会議で区民参加の下に議論し、決定した経緯もでございます。計画全体を貫く基本コンセプトの子ども主体とい

う考えにつきましては、子どもの権利条約や子ども条例に掲げる考えを引き継ぎつつ、(仮称)子ども・若者総合計画(第3期)で掲げる「目指す姿」で多様な手法を組み合わせながら、広く子どもと若者の参加・参画の下、議論し、決定していきたいと考えております。

この図は意見表明と施策への意見反映・フィードバックのプロセスということで、プロセスを表してございます。左上の今回10月に実施する予定の小中学生アンケートと若者の調査で、子どもと若者の実態や意識の変化について、5年ごとに定点で把握しつつ新たな施策展開に向けた子どもと若者の声を聴いてまいります。

また、右上の子ども・若者ヒアリングでございますが、これまで実施してきた若者調査に加えて、子どもへのヒアリングを実施したいと考えております。

左下のインターネットアンケートでございますが、新たに区のホームページを通じたインターネットアンケートの実施も今検討してございます。

右下の子ども・青少年会議ですが、昨年度実施しましたティーンエイジ会議をさらにバージョンアップいたしまして、青少年交流センターや児童館で複数回開催し、子どもと若者の声を広く聴いてまいります。

意見聴取、意見反映、フィードバックのプロセスについては、区のホームページに専用ページを設けて随時情報を発信していく、そのような予定を考えております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。スケジュールでございます。順次、各種調査を実施いたしまして、来年度に子ども計画骨子・素案・計画案の策定を進め、令和7年3月の策定、このような予定を考えてございます。

すみません。説明が長くなっておりますが、もう少しお付き合いください。資料2②を御覧ください。小学生(低学年・高学年)・中学生アンケート項目についてでございます。資料2③、④、⑤をお配りしておりますけれども、小学生・中学生アンケートの調査票となります。この間、調査項目については2回ほど部会で議論を重ね、子どもたちに協力もいただきながら、プレテストを実施してまいりました。また、部会以外の委員の皆様からのメールでも御意見をいただきながら、この間検討を進めてきたところでございます。

10月実施に向けまして、9月からウェブ画面の作成に入る関係から、8月末で確定させていただきました。小中学生アンケートに関しましては、ざっくり概要を御説明いたします。

アンケートの調査票に関しましては、後ほどそれぞれ御確認いただければと思います。

それでは資料2②の1ページ目でございます。こちらはアンケートの概要となりますけれども、1の調査の目的、世田谷区子ども計画（第3期）の策定に当たり、小中学生の生活実態、悩み・不安、子どもが求めていることなどを把握し、今後の子ども・若者施策の検討に資することを目的としております。

調査のポイントは大きく3つです。Point 1、コロナ禍を経た小学生・中学生の実態を把握するという点で、こちらは過去の調査と比較することによりまして、コロナ禍のこの3年間とか、社会状況の変化等を経た生活実態を把握します。小学生調査といたしまして、平成30年の調査では、新BOP、BOP、児童館利用者を対象としてまいりました。対象が今回と同様の平成25年の調査からの変化を探ります。さらに、今年度は放課後居場所の検討会を予定していることから、放課後の過ごし方についても現状把握をいたします。続いて、中学生調査では、平成30年調査からの変化を探ります。また、小学生・中学生ともに平成30年度の子どもの生活実態調査からの変化も併せて探ってまいります。

Point 2、子どもの権利に関する実態を把握し、子ども条例の見直しの議論と施策検討の基礎資料とするものです。世田谷区子ども・子育て会議では、令和5年2月に子ども条例や子ども施策の見直しも見据えた「今後の施策展開への提言」をまとめております。本調査では、そのような動向を踏まえまして、小中学生の子どもの権利が守られているか、その実態を把握し、今後の子ども条例の見直しの議論と施策を検討する上での基礎資料といたします。

Point 3、区への意見表明に対する意向を把握し、子どもの参加・意見表明の施策を検討してまいります。令和5年4月施行のこども基本法の第11条では、地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、子ども、子育ての養育者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められております。本調査は、子どもの意見を直接反映する調査として実施するとともに、今後の子どもの参加・意見表明の仕組みの検討に生かしていくということで、子どもの参加意向を把握してまいります。

続いて2ページ目でございます。小学生調査の(1)調査対象、(2)調査方法、(3)調査時期につきましては、前回の子ども・子育て会議で御説明したとおり、この記載のとおりでございます。参考までに前回調査の概要を記載しております。小学生調査に関しましては、平成25年度調査で

は対象校を5校ずつ選び、学校を通じて実施したということがございます。ただし、前回の平成30年度調査では、学校を通じての実施ではなく、調査時期の児童館や新BOPを利用している子どもを対象に実施したという経緯がございます。平成25年度と30年度の調査項目が大幅に変更してしまったという経緯がございます。また、平成30年度には、子どもの貧困対策を検討するために、小学校5年生を対象に全数調査を実施してまいりました。

そのような経過もございまして、今回の調査項目につきましては、平成25年度と30年度の小学生調査、生活実態調査の項目も合わせた形で調査項目案を作成しております。

3ページ目を御覧ください。(4)調査項目の案となります。基本属性から始まり、ふだんの生活から子どもの権利、参加・意見表明、放課後の過ごし方という順番で進み、最後に日頃の悩みに関することという形にしております。問いの設問番号ですが、低学年は問14問まで、高学年は問20問までということになります。低学年の項目は高学年の項目からピックアップするという形をしております。現在の子ども計画で定めている成果指標の中の子ども指標である設問とか今後の区の施策のエビデンスとして新たに加えた項目などもあり、前回調査から削除した項目もがございます。これでも小学校の校長先生にお聞きすると、まだ多いのではないかというお話を聞いておりますが、我々としては、ちょっとこれがもう限界かなと考えております。

前回調査の部分に「生活」と入っているものは、平成30年度の生活実態調査の項目、それとあと、㊸番は平成25年度の調査項目、㊹番は平成30年度調査の項目となっております。なお、括弧でくくっているのは、おおむね同じ項目ですが、選択肢や聴き方などに変更を加えた部分ということになります。

新たに加えた項目につきましては、四角囲みで書いてあります低学年が問6と問8、高学年が問6、問8から11、問14という設問になります。

次の4ページでございます。中学生アンケートも同様でございますけれども、(1)から(3)の調査対象等々については、前回の子ども・子育て会議で御説明したとおりでございます。こちらも参考までに前回調査の概要を記載しております。後ほど御確認ください。

次に、5ページ目でございます。4の調査項目(案)でございます。設問の番号ですが、裏面を見ていただくと、問29までとなります。

現在の子ども計画で定めている成果指標の中の子ども指標である設問とか、今後の区の施策のエビデンスとして新たに加えたい項目もありま

して、前回調査から削除した項目、あと前回調査が問34まででしたので、こちらもいろいろ御意見をいただきまして設問数を少し減らしております。

前回調査の部分に「生活」と入っているものは、平成30年度の生活実態調査の項目です。それとあと、㊸は平成30年度調査の項目となっております。なお、括弧でくくっている部分につきましては、おおむね同じ項目になりますが、設問の選択肢とか聴き方などに変更を加えた部分となります。

こちらにも新たに加えた項目は四角で囲っておりますが、問12、15、18、20から23、問28の子どもの権利や参加・意見表明の項目、コロナ禍の影響等の設問となります。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。幾つか今回の調査票の特徴ですけれども、小学生の低学年、高学年、さらに中学生に分けて作られていますけれども、前回調査から入れ替えも含めまして、項目を大事な項目にかなり絞り込んで作り出されているという点が、まず1点目。あと2点目としては、今子どもたちの置かれている実態とか課題を把握していくわけですが、子ども自身の主観的な気持ちとか思いも含めて把握しようとしていること、3点目としては、先ほど区長のお話にもありましたように、やはり子どもたち自身の意見とか考えを受け止めまして、それを政策に反映していきたいということで、この調査票の概要でいいますと子どもの参加・参画・意見表明の項目は低学年、高学年でちょっと異なっていますけれども、そういった参加・参画・意見表明ということで、子どもたち自身の考えとか意見を把握したいということで作り出されています。

それでは、ただいま事務局から丁寧に御説明いただきましたが、意見とか御質問などがあれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

委員

せたがや子育てネットの加藤です。御説明ありがとうございました。小学生アンケートの調査方法について質問なんですけど、今回、5年前、10年前と比べて違うところはインターネットによる回収というところなんですけど、具体的にどのように回答していただくのか説明いただけたら幸いです。家でやるとなると、家でそういうインターネットでの回答は、小学生、特に低学年ですと回答がしづらかったりすることがあるのかなと思って、ちょっと確認できればと思いました。

事務局

それでは、事務局からお答えいたします。今回、小学生は1年生から6年生まで、世田谷区内5地域に分かれていますので、各地域から1校

ずつ選ばせていただいて、小学校1年生から6年生まで全児童にアンケートをしていただく。まずは、こちらのほうから封筒でQRコードがついている子ども向けの資料と保護者宛ての依頼文、学校長への依頼文、担任の先生の説明原稿みたいなもの、もろもろ入れたものを学校にお届けに行きます。そうすると、各学校のクラスの担任の先生は、子どもたち一人一人にそれを封筒で渡して、先生方もさらに、これはこういう大事なアンケートなんですよということを説明もしてもらいながら、それぞれ各お子様がお家に持って帰って、御両親とかに、今日学校でこんなものをもたらってきたということで封筒を開けると、保護者への依頼文が入っていて、小学生は、低学年はやはり保護者の協力を少しいただかないと難しいのではないかというような校長先生のお話もいただいています。ただ、アンケートは基本、御本人が回答してくださいということはいろいろなところにお願いは書いてあるんですけども、あまり保護者の意向にならないように注意してくださいねみたいなことをポイントに入れながら、おうちに持って帰って、小学生、中学生は全員1人1台タブレットを学校から配付されていますので、御自分でそのタブレットでQRコードを読み取っていただいて、それでおうちで回答する、こんなような流れになります。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

委員の佐藤です。様々な意見を質問紙に反映してくださってありがとうございました。昨日ざっと見ていたのですが、3点気になった、あるいは気がついた点について情報共有をしたいと思っています。

中学生アンケートの11ページから16ページまでについて、1ページ目に「すべて振り仮名をふる」と書いてあるんですが、11から16ページでは一部振り仮名が振られていて、抜けているという部分があったので、この辺に関しては、最後にお作りになるときにに入れてもらえたらなと思いました。

以上です。

事務局

すみません。資料のほうの間合っていないくて申し訳ございませんでした。全て振り仮名を振るということで、11ページ以降が、今回、資料では振られていないのですが、この後、仮名を振っていくという作業を行います。ありがとうございます。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。林委員、お願いします。

林です。いろいろとありがとうございます。今回、ウェブでの回答と

ということなんですけれども、このアンケート項目にアクセスできるのは、QRコードを読み取って行かないと見えないということですよ。郵送で封筒に入っているのは依頼文だけということなんです。だから、どういう質問がされるのかというのは行かないと、アクセスしないと分からないというところでは、小学生、中学生は結構答えにくいだろうなど。私の住んでいるのは町田ですけれども、町田はこの間、別のところのアンケートが来たんですけれども、そこは同じウェブで答えるんですけれども、質問文は全部郵送で来ているんですね。要は、これだけのことを答えるんだというのが分かった上でウェブで回答するのと、そうじゃないのとでは結構ハードルが違うのではないかと。イメージがつかないのではないかと考えています。そういう中では、余暇などネットのほかの企業とかでは、私も時々ネットでアンケートに答えたりするのですけれども、今、残り何問とか、何%回答とか、大体所要時間は何分かかるとかという目安がないと、量がある中で、小学生は、これが5分で答えられるというものなのか、15分、20分かかるといふところがあると思います。保護者向けの手紙の部分もそうだと思うんですけれども、そこはあらかじめ、逆にアンケート文を郵送で送らないのであればなおさら、大体15分程度で答えられる内容ですよとかいうことはきちんと依頼文のところに書いていただいたほうがいいのかなと考えております。

あとは、内容はいいんですけれども、小学生アンケートとか中学生アンケートも、「答えてもらったことは、世田谷区のことを決めるために役立ってます」というのが書いてあるんですけれども、本当に役立てられるのかとか、どういうふうに役立てる予定なのかとか、アンケート結果はいつまとまるのかとか、公表されるのかというのは、これを見るだけではさっぱり分からないんですね。なので、少なくとも依頼文のところに、例えばアンケート結果はいついつぐらいをめどに公表しますとか、ここで出たものは、例えば今回きつとアンケートとかも、この会議そのものの議事録はウェブに上がるので、大人はアクセスすると思うんですけれども、子どもは別にそこまで見ていない中で、こういう形でやっているというのが分かるような形で、丁寧に示すことが大事かなと。結果的に、それが今回の目的である子ども条例であったり、あるいは子ども・若者計画に反映させるとかという、もう具体的に決まっていることですので、そこをきちんと明記することが、アンケートに答えることが、ちゃんとそういうものに反映されるといふふうに具体的に見えるのと、単に「世田谷区のことを決めるために役立ってます」というオブラートに包んだとか、曖昧なものとは、やはり答える側としても気持ちが変わるの

かなと思いますので、ここの依頼の仕方の部分はぜひ検討していただきたいと思っております。

ひとまず以上です。

加藤（悦） 会長

今2点ほど御質問がありました。このアンケートの【はじめに】のところはかなりシンプルな形になっていますけれども、この点も含めて事務局より、このあたりはまだ改善はできますか。

事務局

それでは事務局から。今2点ほど御質問いただきまして、すみません。今日の資料につければよかったなと思って反省したんですけども、実際、小学生のアンケートの小学生への依頼文は、子どもに見てもらうために、今、林委員からお話があったように、まず何%といますか、ボリュームがどのくらいあるか分かるように、内容はこんな形ですよということで少し書いてあって、時間もおよそ20分ぐらひはかかりますよというのが子どもたちの通知文には書いてあります。初めに、まずスタートして、ふだんの生活のことを聴いています。次にあなたの考え方、それから放課後の過ごし方、最後に感想、こんなような順番で聴いて、今このあたりです、こういう流れで質問になっていますよというのは、そういうようなストーリーで見えるように送るようにはしてあります。

あと、アンケートの結果とか、先ほどヒアリングの話もしましたけれども、そういった話し合った結果などは、区のホームページになるべく早いタイミングでどんどん上げていこうかなと思っているんですね。それもその依頼文に書いてあって、この2次元コード、また別な2次元コードがついていまして、これを見ると今のアンケートの集計結果がどうなっているかとか、どんな意見が出ているかとか、そういったもろもろが出てくるというところがございます。

あと、実際にアンケートがどう役立っているか。なかなか具体的に、こうなりましたというのが、タイムリーなことが言えるといいかもしれないのですが、確かに前回いろいろ若者調査とかでは、例えば青少年交流センターがもう少し必要だみたいな形で、平成30年にアップスができたり、そんなような過去の経緯もございますけれども、皆さんの意見が、なかなか全部が全部という部分も難しいところがございます。そのあたりの魅力的な書き方はもう少し工夫できればと思うのですが、現状のところでは、このように保護者とか子ども宛て、あと先生方にも御理解いただけるように、趣旨を説明していただきながら、こんなことで区のほうで皆さんの意見はきちんと受け止めて反映させていきますので、ぜひお願いしますというようなストーリーにしてあります。

以上です。

加藤（悦）会長 ただ、QRコードで開いてみないと全体像は分からないわけですかね。先ほど林委員からお話のあったアンケートそのものは20分ぐらいということで最初に示されているわけですが、全体は開いてみないと分からないという形ですかね。

事務局 全体は開いてみないと分からない形になっております。

委員 今までの紙ベースの回答だと、逆に20分ですよと言いながらも、私も何回か返したりしているのですけれども、一旦回答して、ちょっと置いておいて、ここは分からなかったから今度にしようとかもやったりするところもあったので、私自身は全体が本当は見えていたほうが、アンケート文はこれだけでも、答えるのはウェブでというほうが本当は親切ではないのかなとは思っています。きっと、このことをどう思う？ 何なの？ と親御さんとか先生とかに聞くこともあるのかなと思うと、ウェブの仕様の問題の中で、一時保存がどこまでできるのかも、また分からないのですけれども、できれば見られたほうがいいのではないかな。世田谷区でほかのアンケート調査やウェブの場合も、ふだんどうしているのかが私は分かっていないのですけれども、お金との関係だとは思いますが。

事務局 実際、途中でやめても続きからできるように、IDとパスワードを振って、IDとパスワードをなるべく短い数字とかにしなからやっていくのですが、途中でやめてもいいですし、続きから始めることもできる。現状では、今年度は業者との契約もございまして、今のところこういう仕様でお願いしているというのが、今年度のやり方については、このようなやり方になります。

委員 細かいことですが、今日のこの会議でこれが出ているということは、今後アップされるのですか。ウェブで見えるのですか。要は、アンケート項目全体がこういうものですよというのが、いずれにしても見えるかどうかだと思うので、少なくともネット上で見えるように、今日の会議で資料として今提示されていますので、逆にこれが出れば、全体はそこで見るができるという言葉ぐらいは入れていただけるといいかなと思っています。

あともう一つ。私はもう一つ、子ども・青少年協議会のほうでも同じこういったアンケートのこの議論がこの間あった中で、出ていた大学生からの意見の中で、インセンティブはあるのかというところがあって、アンケートに答えたから幾らもらえるとかというのは、それがいいかどうかというのは、もちろんあるんですけども、ただ、やはりその辺のインセンティブは、今回はいずれにしてもできないと思うのですけれども、最後まで行って答えると、せたペイが幾らとか、分からないですけ

れども、その辺があるのとなないので、回収率が今後どうなっていくのか分からない中で、そこをうまく見せることは大事かな。そういう意味では、ちゃんとアンケート結果が反映されるというところも、まさにインセンティブだと思いますので、そういったところできちんと、あるいは先ほど言われたアップスが声を基にできましたよとか、そういったところも、ちゃんと声を反映してやっているよというところは、どこかでちゃんと見えるようにしておいたほうが、ちょっとあざといかもしれないのですけれども、いいかなと思います。

事務局

林委員は両方の会議に出ていますので、すごくありがたいお話をこうやっていただいていると思っております。まず、アンケートがきちんと見えるようにというのは、ホームページか何かで上げるなり、何か工夫して、皆さんが見られるようにしていきたいと思っております。

あと、インセンティブの話も、確かにすぐあその後議論しまして、商業課に内緒で相談に行って、せたペイで何とかならないかという話もしながら、基本お金がかかる。うちで予算を取って、予算を踏まえた上で、それに対して何人の何%。そういった組立てなり仕組みが今回はできていなかったのも、今年度は間に合わなかったということです。貴重な御意見と思ったので、すぐ事務局も動いてはみたのですが、なかなか今年度すぐの現実的な対応は、また、若者調査だけではなくて、本日お話しする小中学生もあれば、ひとり親のこともあれば、世田谷区もほかにもいろいろな調査をやっていますので、区全体にいろいろと意外に影響する影響の大きな話だなということがございますので、これはまた事務局のほうで宿題にさせていただいて、引き続き検討課題にさせていただければと思います。ありがとうございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。奥村委員、お願いします。

委員

質問なんですけど、アンケートの集計はどこの会社でやっているのかというのは、親としてはいつも気になっておりまして、そこは公表ができるのか、できないのか。

あとは、持って帰ってくると、子どもも親も面倒くさいなと思ってしまっているんですけど、子どもの権利を守るために、大人が一生懸命になって君たちのことを考えてこのアンケートがあって、あなたたちのためなんだよということが分かれば、随分気持ちも変わってきますし、これが条例に反映するんだとか、世の中の役に立つんだ、子どもも行政に参加していくんだよということが何か伝わると全然違うのかなと思いました。

あと、アンケートの文言というのですか、言葉というのはどこで作成

をしているのか気になります。誰が考えているのか。たまに子どもにとっては分からないなという文章が度々出てくるので、気になっています。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。本当におっしゃるように、アンケートに答えること自体が子どもの権利を子どもたち自身が経験する、そういう一環になってほしいという思いがあるのですけれども、今、3点御質問がありましたけれども、事務局よりお願いいたします。

事務局

事務局からお答えします。事業者名につきましては、保護者宛ての依頼文、あと子ども宛ての通知文の中に書いてあります。ここに書いて、しっかり見ていただけるようになっておりますので、それを見ていただければ、どこの事業者かというのは分かるかと思えます。

それとあと、誰が質問を考えているのかという話ですが、こういったアンケートは5年、10年前と定点で経年変化を見ていくというのは大事な視点かなと思っておりますので、前回の部分もございまして、今回作ったものに対しても一部手を加えたりしながら、子どもたちが見やすくということで、教育委員会にまず御相談して、教育指導課というところで相談しながら見てもらっています。さらに、小学校長会というのがあります、そこの校長会でも役員会みたいなものがあるのですが、そういったところにも事前に見てもらいながら、あと、今回お願いする学校長、お2人ほどにメールで送って事前に見てもらって、これで子どもたちは答えられますか。答えられるようには直してもらったのですが、やっぱり長いよ、夏休みの宿題ぐらいあるよとか、いろいろ脅かされたりしたのですけれども、そのようなことで、いろいろな関係の方には見てもらいながら作っているというところはございます。

それで、実際子どもたちが本当に答えられるかどうか。主にたしか小学校2年生だったかと思えますが、児童館でプレ調査をしまして、それも生かしています。やはり、「など」とか「主に」と抽象的な書き方をすると、子どもたちは分からない、「これ」と書かないとちゃんと分からないというのがよく分かったので、あまり抽象的な表現をしないように、そのようなこともしながら、実際やってみてもらって、なるほどと思いながら作ってきたということはございます。

すみません。もう一つもありましたか。今2問答えたのですが。

委員

いいと思います。あとは、ちょこちょこ微調整しているということですよ。分かりました。ありがとうございます。

加藤（悦）会長

この会議でいろいろ出していただいた御意見とか、あと部会とか事務局で細かい聴き方については、どういうふうに聴いたら伝わるかなみたいな感じで結構調整して、それで決めてきています。ありがとうございます。

ました。

それでは、次にひとり親家庭アンケート項目もございますので、そちらに移らせていただいて、また後で何か気づいた点がありましたら戻っても構いませんので、続きまして、ひとり親家庭アンケート項目の資料3について移りたいと思います。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

子ども家庭課長の瀬川と申します。よろしく申し上げます。それでは、私からは、こちらのひとり親家庭アンケート調査ということで一旦御説明をさせていただきます。

資料は3①と3②が今回の資料になります。それでは、資料3-①世田谷区子ども計画（第3期）策定ひとり親家庭調査調査概要に沿って説明をさせていただきます。

まず1番の調査の目的になります。こちらの調査は、世田谷区の子ども計画（第3期）の策定に当たりまして、世田谷区のひとり親家庭の実態を把握しまして、今後の区のひとり親家庭支援等の検討に資することを目的としております。

調査のポイントですが、まず1点目は、コロナ禍を経ましたひとり親家庭の実態及びニーズの変化を把握するということになっております。前回ちょうど5年前の平成30年度の調査からコロナ禍を経ておりますが、社会状況もその後変化をしておりますので、この変化等を経たひとり親家庭の実態及びニーズを把握したいと考えております。

ポイントの2点目は、ひとり親家庭の悩みとか困難な状況を把握しまして、今後の施策展開の参考とさせていただくということです。悩みや困難な状況を抱えるひとり親家庭の実態を把握しまして、潜在的な課題の発見・分析をした上で、ひとり親家庭の在り方の検討材料とします。また、ひとり親家庭に寄り添った相談支援や効果的な情報提供の手段を検討します。

続いて、ポイントの3つ目です。子どもの生活安定に向けた課題を把握しまして、支援を検討するということです。子どもの多様な経験の機会の有無や学習環境の実態などを把握しまして、子どもの将来が生まれ育った家庭の状況に左右されることがないように、子どもの最善の利益を重視した支援を検討してまいります。

次に2、調査対象です。調査対象は、児童育成手当受給者のうち、申請理由が離婚、死亡、生死不明、遺棄、未婚である世帯の保護者約4,400人になります。

調査方法です。調査方法は郵送配布の郵送またはインターネットによ

る回収という形になります。

調査時期です。調査時期は令和5年11月1日から11月22日水曜日までの約3週間で予定しております。

恐れ入ります。2ページ目を御覧ください。5の調査の大項目におけるねらいです。調査項目は大項目AからGの7つに分類しまして、回答者の基本属性、フェイスシートみたいなものから、居住、ふだんの生活、仕事、経済状況等について、それぞれ質問を設定しております。大項目ごとの調査の狙いは記載のとおりでございます。

6番、調査項目案です。調査項目は、前回の平成30年度の項目をベースに、社会状況の変化や新たな施策展開の参考となるよう、質問の変更や追加をした上で保護者の方の負担を考慮しまして、項目の精査をさせていただきました。各質問項目は、子ども計画（第3期）検討部会で御議論をいただきまして、資料3-②のとおりとなっております。今回、案という形でお示ししておりますが、ウェブ調査画面の構築とかスケジュールなどの関係で、事務局としては、今回の案のとおりでできれば実施をさせていただきたいと考えておりますけれども、これから実際そういうものをスケジューリングしながら設計させていただきますので、忌憚のないような御意見をいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思っております。

委員

何度もすみません。ひとり親アンケートの資料3-②の4ページの間7、間8についてです。前回、部会のほうで、ひとり親になったときがはっきりしないとか、よく分からないという人もいるんじゃないのですかというお話を私のほうがしたと思うのですが、そのことについて、間8で「年齢がはっきりしないときは」と書いてくださっていると理解をしています。ただ、ひとり親になったときということに関しても、「年齢がはっきりしないとき」というのを入れてもいいのではないかと思います。

それからもう一つが、8ページの間12-4「現在の仕事を今後も続けたいと考えていますか」というところで、「続けたい」か、あるいは「転職をしたい」という、どちらも仕事を続けるという選択肢が2つなんです。多分人によっては、もうやりたくない、辞めたいということもあるのではないかと思います。一方で、間12-6の選択肢の最後に、「6. 就業を希望していない」というのがここに入っているんで、むしろこの6番の「就業を希望していない」というのは間12-4の選択肢の1つに

置き換えたほうがすっきりするのかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長
事務局

今の2点、いかがでしょうか。

ありがとうございます。まず問8です。前回御意見をいただいておりますので、事前に少しメールをさせていただいて、確かにひとり親になったときというのは人によって感覚が異なってきたり、主観に委ねるというようなところもあれば、前回の質問の中では、主観であるということもきちっと明示したほうがという形でこちらのほうは受けていたところでは、ひとり親になる理由は様々で、認識もそれぞれということもありますので、あくまでも主観と見えるかどうかはあれなんですけれども、年齢がはっきりしていないときは、おおよそ自分で主観的にというようなことで、この一文を書かせていただいているところになります。

それとお仕事の問12-4ですね。確かにそうですね。「現在の仕事を今後も続けたいと考えていますか」というところの問いにはなりますけれども、就業を希望していないということも含めて、その関係については、今こんな形で設問を設定させていただいているのですが、今の御意見を踏まえて、どちらのほうがいいのかということはあるのですけれども、ちょっと検討はしてみたいと思います。

問7のほうです。先ほどの問8の部分で、ひとり親になったときの年齢の部分なんですけれども、「あなたの年齢は何歳でしたか」という問7も同じような形になってはくるので、8と7の関係があるので、ここももう1回整理をさせていただきたいと思います。7と8の関係と、あと問12-4と問12-6の関係は整理させてください。

すみません。以上になります。

加藤（悦）会長

11月実施に向けて準備をしていくということで、今御意見をいただいた部分については検討していくということでお願いできればと思います。

それでは、いかがでしょうか。三瓶委員、お願いします。

委員

三瓶です。すみません。ちょっと喉をやられているので、聞き取りにくいかと思います。質問なのですが、ひとり親家庭のアンケートの件ですが、趣旨とはちょっと違ってしまいかもしれないのですけれども、ひとり親家庭で育っている子どもへのアンケートはないのでしょうか。やはり普通の家庭でも、親と子どもの考えていることや、困っていることが、実際とは違ったりすることが割と多く見られることがあるのですけれども、ひとり親家庭の場合、特に親のことを気にしてなかなか自分のことが話せない子どもが多いのではないかと考えていて、意見を聴いて

みたいと思っています。全体の調査の中で、誰と住んでいるかという質問があるので、その中で抽出して傾向を見るということなのではないでしょうか。

事務局

こちらのアンケートのほうですけれども、お子さんの声というか、もちろん、多分そういう親と子どもの意見は違うということかもしれないのですが、お子さんの生活実態ということであれば、5年前に小学生と中学生の生活実態について、それはまた子どもの貧困とか、そういう形のものも含めてアンケートは取らせていただいていたので、今年はどうも今やっているところなのですが、コロナ禍を経まして、結構な調査規模にもなってくるので、今回は予算のこともありまして、高校生の生活実態調査というのをしております。生活実態というところもあるんですけれども、経済状況とか支援とかというところになると、やはり保護者に聴くところになってくるかと思っておりますので、この調査設計につきましては、国のほうの調査と経年で聴いているというところもありまして、そもそもがひとり親施策の推進の基礎資料としていくということがございますので、今回はこのアンケートにつきましては、ひとり親の保護者の方に聴くという形を取らせていただいております。多分その生活実態というのは、また違う調査があつて、そこで議論かと思っておりますが、世田谷の場合は、5年前の生活実態調査を基礎資料に、今施策を進めているということになります。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。貧困問題ということで、子どもの生活実態調査が行われてきて、今、猪熊委員ともお話ししたところでは、子どものアンケートをひとり親の子を抽出してクロスで聴いていく形で実態を把握していくということもあつたのではないかというお話だったので、そこはいかがですか。

事務局

小学生アンケート、中学生アンケートでそれぞれ、「だれと一緒に住んでいますか」という項目があるので、うちのほうで、その集計によって、ひとり親の状況は少しは見えるかなとは思っています。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

十分かどうかはあれなんですけれども、いかがですか。
分かりました。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

委員

高橋です。今ひとり親家庭のお子さんと、そうでない家庭のお子さんとの比較という話が出ましたけれども、親側はどうなんでしょうか。夫婦がいるという世帯の大人とひとり親家庭の大人で、例えば子育てに関

事務局

する相談先であるとか、子どもに対してやりたいと思ったけれども諦めた事は何ですかとか、そういったところを見たりはしないのでしょうか。

そちらは私のほうから。保護者の方にお聴きするという、それがまさに生活実態調査というもので、お子さんの質問票と保護者の質問票を分けて聴かせていただいています。生活実態調査はひとり親の方だけではなくて全部の保護者の方に聴きますので、今回、お子さんが6,000人いると1万2,000という調査になります。それが例えば小学校5年と中学校2年といったときに、その1万2,000が2倍で、そのときは2万4,000のサンプルということで聴かせていただいています。ですので、かなり規模が大きな調査になるのですが、ちょうど5年もたちまして、小学生、中学生は聴いているのですが、高校生の生活実態を、この間、区議会のほうでもその施策について御指摘をいただいているところもありますので、今度は高校生の世代まで、ここで保護者の方とお子さんの生活実態を聴いていくというところですね。そこではひとり親の家庭の方もいらっしゃる、両親そろった方もいらっしゃると思いますので、その中で、3年前と保護者の部分については傾向だけは全く一緒かというところとあれかもしれないのですが、経済的な状況とか項目によっては経年の比較、コロナ禍を経た比較が少しできるのかなと思っています。分析については、これは結構詳細に分析しているような調査になりますので、そういったものを活用しながら実態を把握していきたいと考えております。

以上です。

加藤（悦）会長

実態調査を踏まえて、今後政策づくりの根拠にしていきますので、結構大事な視点がたくさんあったかと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきますと思います。

続きまして、次第の報告事項2の資料4、世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和4年度活動報告についてということで、まず事務局より御説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局から御説明いたします。資料4でございます。世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」、略称せたホットの令和4年度の活動報告についてでございます。

まず初めに、1の主旨のところですね。世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」により令和4年度の活動報告書が取りまとめられ、令和5年6月下旬に区長と教育長にその活動報告書の提出がございました。併せて子ども・子育て会議に御報告するものでございます。

次に、2の活動報告書＜令和4年度＞の主な内容でございます。初め

に、(1)10年の活動のふりかえりでございます。平成25年4月にせたホッとを設立し、同年7月から相談を開始しておりますので、10年がちょうど経過したところでございます。そのため、今回の報告書には、例年、報告書の前半部分を追記いたしまして、せたホッと10年のふりかえりとして、設立と活動理念、10年の活動における相談件数や内容の変化、普及啓発、制度改善への取組などを記載しております。また後ほど御覧いただければと思います。

なお、それぞれ冊子をつけておりますけれども、その項目について、報告書のページ数を記載してありますので、これも後ほど御確認ください。

次に(2)の令和4年度新規の相談件数でございます。367件ということで、前年度の300件を上回り、また、過去最大の相談件数となったということでございます。

次に(3)相談の主な内容でございます。「対人関係の悩み」が一番多く、全体の24.8%となっております。次いで「学校・教職員等の対応」、あと「いじめ」というふうが続いております。

(4)初回の主な相談者につきましては、子ども本人からの相談が全体の約6割を占めてございます。

次のページを御覧ください。(5)初回(新規)の相談方法でございます。初回の相談方法は、電話が一番多くなっております。5割を超えている。次いではがき、メール、面接となっております。

なお、はがきの相談の受付は令和3年度から新たに開始した取組でございます。実は子どもだけを見ると、はがきが一番多い。後で表のほうを見ていただくと、はがきの相談が子どもからは一番多いという件数になっております。

次に(6)新規相談件数367件のうち、年度内に対応を終了した件数につきましては268件、残る99件につきましては次年度に継続して対応ということになります。基本的にはせたホットは、いろいろ相談を受けてから、終わったとしても3か月は経緯を見るということがございますので、年明け1月、2月、3月あたりに件数を受けると、どうしても3か月間は引き続き様子を見るということもあるので、完了ということにしないところがありますから、99件ほどの次年度に継続ということになってございます。

続きまして、(7)委員・専門員の総活動回数です。相談対応別に集計してございます。令和4年度は子どもとのやり取りが一番多い。令和3年度に一番多かった大人とのやり取りを、今回は上回ったという表になっ

ております。

続きまして、(8)権利の侵害を取り除くための申立て等につきましては、子ども条例第19条に基づく申立ては特段ございませんでした。昨年度、その前も申立てとか調査は、ここのところはないといった状況が続いてございます。

説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。世田谷区の子どもの人権擁護機関の特徴としては、ほかの自治体で設置している機関と比べますと、たしか子ども本人からの相談件数、割合が大変高いという特徴を聞いたことがあります。

それでは、以上の御説明につきまして御意見、御質問等、よろしくお願いたします。安藤委員、お願いします。

委員

安藤です。すみません。単なる質問なんですけれども、はがきが多いという話なんですけれども、これは学校とかに、例えば料金後納郵便のような感じで、もうはがきを用意してあって、それを取ってきて書けるようになっているのですか。それとも自分ではがきを用意して書かないといけないのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。実は半田委員が今、オンラインで入ったみたいなので、声だけになってしまいますが、もしかしたら半田委員が御回答したいかもしれないのですけれども、私のほうで先に答えてしまおうかなと思っております。

はがきについては、令和3年度から毎年6月に、まず公立、私立関係なく全中学生に送ります。そうすると、次の7月がびよんと件数が伸びるんですね。続いて、9月に全小学生に送ります。そうすると、やっぱり9月、10月ぐらいに相談件数が伸びるということで、やはりはがきは、委員の先生方のお話を聞いていると、低学年のお子さんはスマホを持っていなかったりとか、鉛筆で本当に小さい小学校1年生、2年生が頑張っ書いてくれたりとか、こうやって鉛筆で書く文化が残っているなみたいなことで、子どもたちが一生懸命書いてくれているのが結構届いております。

あと、やはり学校の先生とかにあまり知られなくなったり、極端なことを言うと親にも知られたくない。そういった方は、中学生とかもそうなんですけれども、オンラインとかだと履歴が残ってしまったりするので、はがきが一番何も残らないという部分もあって、どうも子どもたちの声を聴いていると、そういう誰にも分からずに、せたホッとに内緒で相談できるというところもあって、それも逆に魅力の一つということ

で、はがき相談が子どもからは伸びている。こちらマンパワーの問題があるので、中学生を6月、小学生を9月と時期をずらしながら、全子どもたちにはがきが行き渡るように一人一人に配布するというやり方を取っております。

以上です。

委員

ありがとうございました。今お聞きしていてとっさに思ったのですが、学校のところ、例えば一斉にばらまくもののほかに常時置いておいて、ぴっと取れるようなものがあると、なおいいかなと思いました。

事務局

実ははがきは学校以外の子ども関係の公共施設には常時置いてありまして、そこでは取れるようになっているのですが、学校に常時置くかどうかは、また学校の先生方と相談しながらということになるかと思いますが、今のところそういった御要望は特段来ていなくて、毎年1回はがきを受け取って出してきていただいている。そんな流れで今のところ進めてございます。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。半田委員が10年間、この委員を務めておられたと思いますが、何か補足とかがありましたら、話していただけますか。何かありますか。

委員

すみません。本来、対面で出席させていただく予定でしたが、Zoomで参加させていただくことになりました。申し訳ありません。声は聞こえているでしょうか。

今回、令和4年度の活動報告書を配付いただいているかと思いますが、ここでは10年どのような取組をしていたのかということに掲載させていただきました。2ページから「10年の活動をふりかえる」というところを見ていただければと思います。10年本当にいろいろな活動をしてまいりましたが、まずはこの活動を子どもたちに知っていただくということが大切になっているかなと思います。全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして保育所に相談カードであったり、また、機関紙を年に数回配布しております。そして、我々が訪問をするときに、誰のお父さんとかよく聞かれることがあるんですが、なちゅが入っているカードを見ていただきますと、多くの方が、「あ、せたホッとだ」というふうに知っていただいているなど分かります。ただ、知っていただくことと、その制度を理解していただくことと、活用していただくことに関しては、まだまだそれぞれにハードルがあると思っております。この10年間、全ての学校を訪問し、子どもの権利学習をするということは、数も多く難し

かったわけでありますが、浸透は大分してきていると思いますし、これから、まさに今年度から権利学習を徐々に徐々に進めていくということも伺っております。

そして、先ほど相談件数の中で、はがきが一番多いという話もいただきました。これに関しては、コロナ禍で相談がぐっと少なくなったということもあり、はがきということが本当に時代のニーズに合ったものなのか分からなかったわけですが、はがき相談を開始してみようと思いましたら、特に小学生の低学年の子どもたちは、こうした鉛筆で相談事を書くということが書きやすかったということもあり、多く相談をいただきました。

はがきで相談をいただくと、それに関して手紙で返信をいたします。これが二度、三度と繰り返しながら応答する中で、じゃあ実際に会って相談をしてみようかというようなことにつながったケースも幾つかあります。子どもに優しい相談方法として、メールや電話や面談だけではないはがき、特に携帯電話を持っていない低学年の子どもに、こうした手法があるということは、大きな効果があったと思っております。

特に申立てとか自己発意により解決をしていくという数は非常に少なかったのも1つの特徴かなとも思いますが、これに関しても、申立てや発意になる前に、関係各位、関係機関と話を丁寧にしていく中で解決を促していったり、また、それぞれの中における制度改善を促していったということも1つの特徴かなと思います。

加藤会長が言っていただきましたように、おおむね6割からが子どもの相談でございます。これは本当に子どものために相談・救済機関をつくったというせたホッとの大きな特徴になっていると思います。

ただ、成果もいろいろありましたが、課題も幾つかあるかと思いません。こうした課題を改善に向けて取り組むよう、本当に擁護委員、そして退任擁護委員、相談・調査専門員と常日頃から対話を続ける中で、その改善も図ってきておりますので、引き続き子ども・子育て会議の委員の皆様にも注目していただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。それでは、このせたホットについていかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項の3番に移らせていただきたいと思えます。報告3の資料5です。児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討結果についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

児童相談支援課長の木田でございます。それでは、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討結果について御報告をさせていただきます。資料の5でございます。

1番の主旨でございます。本件は、児童福祉法の改正を踏まえまして児童福祉審議会で検討していたものです。その最終的な検討結果を御報告するものです。

2番、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討についてでございます。(1)検討の経緯です。児童相談所が関わる子どもの権利擁護につきましても、児童相談所等が一時保護、施設の入所措置といった子どもの養育環境を左右する重大な決定を行う場合において、子どもの意見・意向を把握して、それを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応がなされるよう、昨年6月に改正児童福祉法が成立したところでございます。

区では、この法改正の対応につきまして、昨年8月より世田谷区児童福祉審議会に臨時の部会を設置し、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討を進め、令和5年1月には中間報告を取りまとめまして、6月28日開催の区児童福祉審議会本委員会において「世田谷区児童福祉審議会臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）最終報告書」を取りまとめました。

(2)改正児童福祉法の概要でございます。改正法の条項に沿いまして、3つのポイントを挙げております。

2ページ目を御覧くださいませ。こちらの（参考）臨時部会所掌事項イメージに基づいて御説明をいたします。

初めに、ポイント①として記載をしておりますが、子どもの権利擁護に係る環境整備でございます。図の全体を点線で囲んでおりますが、児童相談所をはじめ、現行の児童福祉審議会やせたホッと、あるいは後ほど説明する意見表明等支援事業など児童相談所が関わる子どもを中心として、子どもの権利擁護に関わる機関の役割・機能を踏まえた権利擁護システムの全体像についての検討でございます。

次に、ポイント②として記載しておりますが、措置決定時等における子どもの意見聴取等でございます。図中央の世田谷区児童相談所を点線で囲んでございますが、今回の法改正では、児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置や一時保護等の決定時等に意見聴取等を実施することとされております。これを踏まえた区の対応を検討するものでございます。

最後に、ポイント3として記載しておりますが、意見表明等支援事業

の体制整備でございます。こちらは、いわゆるアドボケイトやアドボカシーなどと称されますが、今回の法改正では、子どもの意見表明等を支援するための事業である意見表明等支援事業が新たに法で定める事業として位置づけられ、その体制整備に努めることとされております。これについて区としての事業の在り方について検討するものでございます。

3ページを御覧ください。次に(3)臨時部会における検討体制及び経過については御覧のとおりです。

大きな3番、最終報告書で示された主な今後の方向性でございます。

初めに(1)子どもの権利擁護の環境整備に関することでございます。先ほどのポイントの1つ目です。①児童福祉審議会措置部会を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築といたしまして、先ほど申し上げた児童相談所の措置等に関する不満、不服については、原則児童福祉審議会措置部会を活用することとされました。現行でも措置決定時について、児童相談所の援助方針と子どもの意向が一致しない場合には、児童相談所は措置部会に意見を聴くこととされております。今回の検討では、それ以外にも、現在、諮問対象とはなっていない一時保護の決定解除時や措置後において、子どもの意向が変わった場合にも、措置部会に意見を聴くこととされております。また、子ども本人が直接、措置部会へ不満や不服を申し立てることができる仕組みを構築することとされました。

3ページから4ページにかけてでございますが、②児童相談所等の意見表明等支援に関する理解促進に係る取組の実施といたしまして、児童相談所が関わる子どもと直接接する児童相談所職員、里親、施設職員が子どもの意見表明支援の重要性を理解することが、子どもの権利擁護システム全体を機能させていく上で重要であり、これらのものに対する理解促進に向けた取組を進めていくこととされました。

次に(2)児童相談所による意見聴取等措置に関することでございます。こちらは既に改正児童福祉法で定められている意見聴取等措置のタイミングにおいて、児童相談所は子どもの意見を聴いているところでございますけれども、今後、国から示される指針等で適切に対応することとされております。また、子どもが意見表明の機会を実質的に確保できるよう、児童相談所が意見聴取を行う際に、意見表明等支援事業についても丁寧に説明することとされております。

続きまして、(3)意見表明等支援事業に関することでございます。意見表明等支援事業は、令和6年度中に実施すること、また、意見表明等支援事業の大枠が示され、こちらの内容を十分に考慮することとされました。意見表明等支援事業の大枠については、この後、御説明いたします。

ポツの3つ目以降ですが、区としての事業を展開していくに当たっては、区内施設や里親の理解と協力が必要であること、また、他自治体の施設等に措置している子どももおりますので、他自治体との調整、さらに意見表明等支援員の担い手の育成などが課題であるとしてあることから、事業の段階的实施や事業開始までに必要な準備期間を設定するなど、課題一つ一つに丁寧に対応しながら取り組むこととされております。

続きまして大きな4番、意見表明等支援事業の大枠（要約）について御説明させていただきます。

(1)対象者でございます。事業の対象者は、児童相談所の意見聴取等の義務の対象となっている子どもといたします。

(2)実施方法でございます。意見表明等支援員は児童相談所から独立した立場である必要がございますので、外部委託で実施するものとし、受託者が意見表明等支援員を確保いたします。

(3)意見表明等支援員の担い手でございます。①意見表明等支援員の担い手自体に弁護士や社会福祉士などの資格は不要といたしますが、意見表明等支援員が必要な専門性を獲得できるよう、委託事業者は人材育成を行うものといたします。

②がその具体的な方法でございますが、1つ目が、アに記載のとおり、委託事業者は区が定める到達目標を踏まえた研修カリキュラムを設定し、研修を実施いたします。

5ページ目を御覧ください。2つ目、イといたしまして、委託事業者はスーパーバイズ機能を整備し、意見表明等支援員に対して必要な指導、教育等を行っていただきます。

(4)意見表明等支援員の役割でございます。意見表明等支援員の役割として、子どもとの信頼関係の構築、子どもへの権利啓発、子どもの意見の傾聴、子どもの意見形成支援、子どもの意見表明支援、子どもの意見の代弁の6つの役割が挙げられております。

以上の役割を踏まえまして、(5)意見表明等支援員の活動内容でございます。意見表明等支援員の活動として、大きく3つの活動を想定しております。初めに、一時保護や施設入所等の決定・解除時など児童相談所が意見聴取等措置を行うタイミングや、自立支援計画を策定する場面において、児童相談所等とは別に意見表明等支援員が子どもの意見・意向を確認する活動です。2つ目といたしまして、一時保護所や施設、在宅指導中の子どもに対して、定期的な施設への訪問、あるいは子どもや関係者からの要請に基づき活動すること。最後に、児童相談所の援助方針に不服がある場合の措置部会への申立てや、せたホッとへの相談につい

て、子ども自身が行うことを支援するほか、子どもからの希望があれば、子どもに代わって行うものとしたします。

(6)事業の評価検証でございます。意見表明等支援事業の実施主体である区は、定期的に事業の評価検証を行い、事業の質の確保及び向上に向けて取り組むものとしたします。

大きな5番、今後のスケジュールは御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。児相における子ども支援の重要な決定の局面において、子どもの意見をしっかりと聴いていこうという仕組みについてのお話だったわけですが、それでは御意見、御質問などがあればお願いいたします。

久保田副会長 久保田です。私から幾つか質問させていただければと思うのですが、まず、意見表明等支援事業の大枠のところでは御説明された意見表明等支援員の担い手のところで、「基礎資格は不要とする」としたところの理由をぜひ教えていただきたい。というのは、その後の(4)、(5)あたりの役割、活動内容に関しては、恐らくやりながら、また実際詰めていくところなのかなと思うのですが、これはかなり専門性が高くないとできないのではないかなというのが私の個人的な意見です。変な話、児童相談所と対立関係になる可能性があるわけですね。ここで専門性がなければ、結局、児童相談所の思いのまま、子どもの立場は全く……。というところになってくると、結局子どもたちが失望して終わってしまうということも十分考えられるのかなというのがちょっと心配なところではありますので、担い手がなぜ基礎資格不要としたのか、この辺をぜひ教えていただければと思います。

加藤（悦）会長 お願いします。

事務局 ありがとうございます。検討の中で様々関係者の方からお話を伺いました。施設の関係者とか里親さんとか、あと当事者の皆さんにも、専ら元当事者というか、施設や里親さんの元で暮らした経験のある若い方たちとかに伺ったところです。どんな意見を言いたかったか、また、逆に言えなかったかみたいなお話を様々する中で、専門的な弁護士さんとか、そういった方というよりも、悩みや心配、困り事、そういったようなものを話しやすい相手というイメージの中で、少し年上のお兄さんやお姉さんみたいな御意見とか、また、ふだん直接身近に、もちろん施設の方とか児童相談所の児福司とか、そういった方たちと関わっているわけですが、逆にそういった身近な方にはなかなか話しづらいような悩み事もあったということで、全く面識のない、全く自分とはもう今後会

わないかもしれないぐらいの人のほうが良いというような逆な意見もございます。そういった様々な御意見を踏まえた上で、今回、こういった専門資格を問わずに、幅広くそういった意見表明等支援員のイメージを包摂できるような形で、こういった意見となったということで認識しております。

今おっしゃったとおり、かなり様々な特性とかを抱えたお子さんたちが多く中で、専門性が非常に問われるというのはお話のとおりでございます。先ほど説明させていただいたとおり、一定の専門性を確保するために、そういったカリキュラムを区のほうで用意させていただいて、それについてはきちんと事業者のほうで実施していただくこと。また、事業者のほうでスーパーバイズ機能を整備してさせていただいて、意見表明等支援員の指導等に当たっていただくような仕組みもつくってもらうというようなところで、その辺の専門性は確保していきたいと今の時点では考えているところでございます。

以上です。

久保田副会長

ありがとうございます。御説明の中で、当事者というか子どもにとってどういう人が話しやすいかというのは、確かにそうかなというふうに理解をしました。そうしましたら、私からの要望としては、今お話があったスーパーバイズ機能の整備、ここをぜひ力を入れてやっていただきたい。どういった事業者に委託されるかはこれからだと思いますが、委託事業者にきちんとしたスーパーバイズの役割を持てる、現場で働く意見表明等支援員をきちんと束ねて、子どものアドボケイトができるようなスーパーバイザーがいるような体制を、ぜひつくっていただいて、その事業所に頑張っていただきたいというのが私の希望です。今全国でいろいろ自治体でも、ここに取り組んで、たくさん取組があると聞いていますので、また、やりながら、いろいろな意見をいただきながら、本当に児童相談所に保護されているお子さんたちの立場、権利を守るというところは、これまでどうしてもないがしろにされてきた部分かなと思いますので、こちらもぜひいい形で、世田谷区が先陣を切って、いい体制をつくっていただければと思います。また、今後継続的に御報告いただければと思います。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ほかにこの件について、加藤委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。加藤です。質問としては、意見表明等支援員の担い手の規模感ですかね。どれぐらいの人数が想定されているのかというところの質問です。私もちょうどアドボケイトの研修を受けたとこ

ろですけれども、既に実施されているところもあると思いますが、専門性を確保するための方法というところでの研修カリキュラムを今後設定していくということですが、既に子どもアドボカシー学会とかの研修、認定講座とかを受けて、その研修を既に受けた方は担い手として認められていくのかというところの質問でした。

事務局

ありがとうございます。規模感につきましては、今具体的にまだ整理してお示しできるような形ではないのですが、一応令和6年度におきましては、まず区の一時保護所に着手していくような形になろうかなと考えております。そこでは先ほど申し上げたとおり、定期的な訪問と、あと要請に基づく対応というところをやっていただくことになる。定期的な訪問については、今、第三者委員制度もあるんですけれども、そちらは月1回ということで来ていただいて、お子さんと食事を一緒にしたり、個別のヒアリングを行ったりみたいなこともやっているのですが、意見表明等支援員のほうにつきましては、もうちょっと頻度を高くということで、最低月2回ぐらいは実施していく。そこでは、多分複数での活動をしていただくという形になろうかなと思っています。

ですので、事業者さんのほうでどういう体制を取るかということにもよってきますけれども、少なくとも数名以上の意見表明等支援員をやっていただく人の確保が必要というのと、今申し上げたスーパーバイズ機能というようなこと、あとは事務局がかなり施設や児童相談所、また、私ども区との調整も発生してくるかなと思っていますので、その辺の事務局の機能も含めてということになってくると思います。そういったもろもろを合わせると10名いくかどうか、その前後のぐらいの規模になってくるのかなというイメージでおりますけれども、常勤か非常勤かみたいなこともありますので、そんなようなイメージでいます。

あと、区の一時保護所はまずやっていくというのと、当面、区内の児童養護施設や里親さん、そういったところへの取組も6年度中、少し遅くなるかもしれないんですけれども、始めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。

ありがとうございます。猪熊です。幾つかお聞きしたいと思ったのですけれども、外部委託ということなんですけれども、まず委託の方式はどのような形になるのかというのがちょっと知りたいのと、それはどういった形で選ぶのかということ。それから、この2ページに示された臨時部会所掌のイメージということで、ポイント1で大枠があるんですけれど

も、この意見表明のアドボカシーの機関へ委託をするということなんですけれども、これは制度としても、そういう第三者機関を常に置くという形にするのか、それとも内部でそういうことがもうできるようになれば、それが要らなくなるのかというのを知りたいと思いました。

それともう一つ、事業の評価検証なんですけれども、割と今いろいろなが出てきて、評価検証というのができていよう形で、できていないようなところがあるかなと思うんですけれども、はっきりこういうふうにお示しいただいているので、この事業の評価検証をどういう形でされるのかということも教えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。ごめんなさい。2つ目がよく分からなかったのですが。

委員 2つ目は、私もこれはいまいち分からなくて、制度の中で、必ずこういうふう意見表明の支援ということとずっと続けていく形で設立するものなのか、それとも、先ほど4ページ一番上のところに里親さんとか児童養護施設の職員が制度的アドボカシーとしての役割とかを理解することが重要というふうにあるので、例えばここら辺の方たちが制度的アドボカシーを理解するということが分かったら、この機関は要らなくなるものなのかということです。

事務局 ありがとうございます。まず委託の方式というところですが、先ほどお示ししたその事業の大枠を丸々と委託をしていくということで想定しております。

委員 指定管理とかいろいろな方式がある。

事務局 一応今、業務委託契約で考えております。選定方式としては、プロポーザルを今のところ想定しております。

2つ目のところなんですけれども、これはもう法律に位置づけられている事業ですので、恒常的に今後こういった形で独立したアドボカシー機関を持っていくというイメージでございます。

3つ目の評価検証につきましては、具体的にどういうふうな形でやっていくかは今後検討していくことになっていくと思いますけれども、恐らく施設や里親さんからの御意見、また、子どものご意見等を何らかの形で聴いていくという形になっていくと思います。恐らくこれも児童福祉審議会さんのほうを中心にやっていくことになるのではなかろうかと、今の段階では考えているところでございます。

以上です。

委員 ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ほかにはよろしいですか。

あともう1件ありますので、時間が10分ほど延びてしまう可能性がございますが、申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告4番、資料6になりますが、世田谷区立保育園における事例検証委員会の検証結果及び今後の区の実組についてということで、事務局より御説明をお願ひいたします。

事務局

子ども・若者部副参事の小林でございます。私からは世田谷区立保育園における事例検証委員会の検証及び今後の区の実組について御報告いたします。

1、主旨でございます。まず、令和4年度に区立保育園に勤務する保育士が園児に対するわいせつ行為の容疑により逮捕され、特別指導検査を受けるという重大な事案が発生いたしました。こうした事態を二度と引き起こさないため、今回の事案を多角的に検証し、再発防止を検討するとともに、区立保育園のみならず子どもに関わる区内の施設において同様の事案が発生することがないように、児童福祉審議会保育部会の委員と学識経験者で構成する検証委員会を立ち上げ、5月より全4回開催し、8月25日に報告書が提出されました。このたびの検証内容と、検証委員会の提言を受けた今後の区の実組について御報告させていただきます。

2、委員の構成でございます。こちらは、委員は児童福祉審議会保育部会委員のうち、保育の専門的知見を有する委員と外部の学識経験者で構成いたしました。委員構成、開催状況については表に記載のとおりでございます。

2ページ目を御覧ください。3、検証結果報告の概要でございます。

(1)検証委員会における議論と主な意見といたしましては、今回の事案が引き起こされた背景や課題を抱える職員への対応、保育園や保育課の組織的対応の課題について、それぞれ検討を行いました。

まず、引き起こされた背景といたしまして、①性嗜好障害や小児性愛者の傾向と理解でございます。今回の事案は、当該保育士の特性によって引き起こされた側面が強いことから、検証に当たっては性嗜好障害や小児性愛者の一般的傾向の把握と特性の理解に努めました。性嗜好障害等の一般的な特徴として、自己都合の優先、自身の解釈による認知の歪み、わいせつ行為を目的としたグルーミング（性的な手なづけ）などが挙げられ、今回の事案で、そうした特徴の一致が見られました。なお、男性では5%、女性で1～3%の割合で傾向があるとされており、生涯行動に移さない人もいるとのこと。

そのような点を踏まえまして、検証委員会では、職員の行動に周囲が少しでも違和感を覚えた際、その兆候を見逃さないための実組の強化や、

医療機関へのさりげない促し等の適切な対応の必要性が指摘されました。その上で、子どもへの有害な行為に至る前の相談体制の充実や、職員に対する嫌疑への対応として、当該職員の人権に配慮した対応等について具体的に検討していく必要があるとの意見がありました。

②課題を抱える職員への対応については、当該保育士の行動をより注視し、対応する必要があるという意見のほか、身体接触を伴う保育の実施方法の検証、職員の適性に合わせた人事配置の必要性等の意見が出されました。

③園や保育課の組織的対応の課題についてでございます。当該保育士の過去2回の嫌疑を受け、午睡や着替えの援助に1人で従事させないことを引継ぎ事項としておりまして、保育課とも共有しておりました。しかし、確定的な証拠がない中、即時に当該保育士を外すという判断ができなかったことや、保育課も定期的に園の状況を確認していなかったことから、結果として2回目、3回目の嫌疑へとつながってしまいました。特別指導検査を受けまして、わいせつ嫌疑は即時に警察へ相談することとした点は評価するとともに、園長を中心とした保育園職員の気づきの感度を向上させることの重要性や、子ども自ら自分を守り自分と他者を大切にする思いを育むための取組の重要性に対する意見が出されました。

(2)検証結果と検証委員会からの提言といたしましては、本件事例の背景にある要因は、①に記載のアからエの4項目が指摘されました。それを受けまして、区の取り組むべき再発防止策として、②に記載のアからオの5つの提言を受けました。

5 ページ目を御覧ください。4、今後の区の実践といたしまして、検証委員会での検証結果と再発防止策の提言を受け、再びこのような事案を引き起こさないために、以下のとおり取組を進めてまいります。

(1)子どもの人権意識のさらなる向上については、各園で職員同士の人権意識向上の取組を進めるとともに、職層別の研修の充実や私立保育園との交流研修等による区立園職員の視野の拡大を進めてまいります。

また、区の保育の基本的な指針となる保育の質ガイドラインにつきましても、策定後10年が経過することから、改めて子どもへの人権に一層配慮した記載の検討や、直近の保育園の状況を踏まえた見直しの検討を進めてまいります。さらに、子ども自身が自分を大切にできるよう、日頃の保育の中で、子どもに分かりやすい形で人権に関する内容を伝えてまいります。

(2)職員研修の充実についてです。保育園職員に対する研修に子どもの人権に係る研修や小児性愛等職員の理解に資する研修に加え、今後は研

修受講の成果が自身や自園の保育の向上につながっていくことを共有できる機会を設けてまいります。

6 ページ目を御覧ください。(3) 職員採用に関する取り組みといたしまして、区立保育園での採用面接時の質問事項を充実させてまいります。また、採用後の条件付採用期間中、適格性の判断を行い、保育園での勤務継続に重大な支障が生じるおそれがある場合は、正式採用の見送りも検討してまいります。

(4) 園長等の管理監督者の責務向上についてでございます。保育園の運営に当たりまして、園長は職員との情報共有を密にし、職員が意見を言しやすい環境となっているかを再確認してまいります。園長や副園長が園の課題を抱え込むことがないように、保育課と個別に園運営に関する情報を共有できる機会を設け、特に課題を抱える職員の情報については、適宜保育園と共有を図り、状況に応じ本人の適性に合わせた職員配置を行ってまいります。また、保育課が職員からの意見を随時聞き取ることができる制度を設け、保育園と保育課の風通しのよさを一層向上させ、関係性の強化に努めてまいります。

(5) 保育園や職員支援の充実についてでございます。令和5年度の組織改正によりまして、区立保育園園長経験者の副参事を2名配置し、園長だけでの解決が困難と思われる課題があった際には、状況に応じて副参事を含めた保育課職員が直ちに園を訪問し、迅速な対応に努めております。引き続き、さらなる園支援を充実してまいります。

7 ページには、5、今後の9月以降の予定を記載しております。

検証委員会の提言を踏まえて、保育園や保育課が抱える組織的な課題を改善し、被害に遭われた児童、御家族への支援を継続していくとともに、このような事態が二度と起きないように、再発防止に努めてまいります。

世田谷区立保育園における事例検証委員会検証結果報告書は既にホームページにアップしてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。安藤委員、お願いします

委員

報告書を見させていただいて非常に驚いたんですけども、複数回似たような嫌疑がある中で、職員がずっと継続して保育に当たっていたということは、一区民の目線からして、ちょっと、信じられないというか、これが例えば公表されて一般の区民の目に触れたときに、何でそんなこ

とが起こったのかというふうに、まず普通に驚くと思いました。職員の人の人権とかもあるので、いきなりというのができなかったんだろうなという想像はつくものの、常識的に考えれば、1回目にそういった嫌疑があったときに、様子を見たというのもちよっと書いてありますけれども、例えば、少なくとも保育のところから外すという措置を取るとか、あるいは、1回目はやむを得ないのかもしれませんが、それが2回と重なった場合については、もう3アウト制じゃないですけども、2回複数となったら、もうそのときの段階で危険者ということで外す。それこそDBSの話とかも出ていますけれども、これだけ読むと、例えばこれは結局、学校教育の場とかでも同じだと思うんですけども、安心して子どもを預けられないのではないかと区民の方々が思ってしまうのではないかなという内容に感じました。なので、これについては、単純に再発を防止するとかいろいろ書いてありますけれども、よりそのリスクをレフトシフトして、人権に配慮しなければいけないのは分かりますけれども、より厳格にそのリスクを回避するといったところの措置を取っていただきたいと感じました。

加藤（悦）会長

この事件を受けて、リスクを様々な局面で回避していけるような、そういった話だと思いますが、事務局より、よろしく願いいたします。

事務局

保育課長の伊藤です。私から回答させていただきます。

複数回の嫌疑という中で、検証報告書のほうにも記載のとおり、確証を得られない中、本人が否定している中で対応がされなかった。ただ、3回目でこういった対応をさせていただいた上で、今後はこういったお子様からのお話があった場合は、即警察とも連携して対応していくんだということは、もう既に保育士のほうにも伝えさせていただいているところです。科学捜査にすぐつなげたいという思いもありますので、そのような対応をしたいと考えています。

DBSの話もありましたけれども、本件につきましても、施行前ですが、前倒しで対応が入ると確認しておりますので、本件は登録されるということです。

また、今回、小児性愛の関係の研修を私立保育園、区立保育園もさせていただいています。その中でリスクマネジメントの件も含めて、しっかり対応しなければいけないということをお伝えさせていただくとともに、小児性愛者の特徴の中で、特にえり好みをするような保育、不公平な形で片方の子にはよくし、そうでない子もいるみたいなところは保育の中で気づきやすいと思いますので、そういったところも含めて、日頃の関係性の中で拾い上げて、その点も行動記録をつけていくとか、そう

いった方がもしいけばやっていきたいと考えています。

今後は、これまでの検証も含めて厳格に対応していきたいと考えております。

以上です。

委員

ありがとうございます。もちろん疑わしきは罰せずというのは当然なんですけれども、それこそ今、ジャニーズの話とかでも、皆さんのそういった性的なところに対するアビューズのところに非常に関心とかが高まっていると思います。そういう感覚からすると、疑わしきはというのはもちろんなんですけれども、保育をやっていくという立場だと、刑事訴訟とかとはまた別物なので、疑われるようなことがある人は、ある意味、不適格であるという推測ができると思いますので、そういった方については、もちろん弁明の機会とかはしっかり設けないといけないとは思いますが、なるべく外す方向にというより、リスクを回避するというふうなところの動きを必ずしていただきたいと思いました。小学校とか中学校とかでも、これは考え方としては全く同じだと思うので、安心して子どもを公立の学校に通わせるというところで、より厳格な、よりリスクを早く取るという動きをぜひしていただきたいと思います。

事務局

副参事の小林でございます。今お話にありましたように、職員がみんなまで気づきの感度を上げていくことを目標にいたしまして、今後の研修体制におきましても、事例を踏まえながら、こういうときにはどうするというのをみんなで検証していきたいと思っております。

以上でございます。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございます。そしたら、猪熊委員にいきたいと思います。

猪熊です。ありがとうございます。やはり今、国のほうでDBSのことが議論されている中で、これはとても大きな問題だなと思ったので、世田谷ですごくきちんと対応するということが必要だなと思いました。小児性愛の人については、子どもと関わるということがスイッチが入ってしまうというところなので、やはり子どもと放すということがすごく重要だと思います。DBSのイギリスのシステムでも、初犯をどうするかというのは、また別の問題で、初犯がなかなか明らかにならない。最初のところをどういうふうに防ぐかというのは、世界的に物すごく難しい問題だと思うので、その問題はあるかと思うんですけれども、やっぱりこれは引き続きやっていっていただきたいと思います。

4ページの②のアのところに、再発防止の提言策というところで、子ども自身がプライベートゾーンに関する知識を高めるということが書いてあるんですけれども、確かにこれは必要なだけども、これと再発

防止ということでいうと、子ども自身に責任があるということになってしまいがちなので、私はここを入れることがすごく心配なんです。つまり、子どもがプライベートゾーンをしっかりと覚えるということは、もちろん重要なんだけど、それと小児性犯罪を防止するというは、また別の観点なので、それは子どもの教育として必要なこと。だけど、それを予防するというのは、また別の観点だと思うので、これを再発防止提言に入れてしまうということは、私は、子ども自身が自分で身を守るんだになってしまうと、やっぱり違うと思うんですよ。保育者という立場は絶対に子どもを守らなければいけないというのが、まず前提なので、これは教育の中でやっていくということだと思うので、一つこれが再発防止の中に入っていいのか。つまり、プライベートゾーンということの知識を持ってない0歳、1歳、2歳の子どもはどうするのかということも含まれてきてしまうと思うので、この部分を少し考えていただきたいと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。では、続いて小嶋委員、お願いします。

私立園長会の会長の小嶋でございます。私立園としても、私ごととして重く受け止めております。今回、今お話もあったように、精神科医でもあり、小児性愛障害の専門家である保健所長からの研修を大半の園長先生たちが受講しました。身近に感じるとともに、不適切のもう一つの形として危機感を強くしております。

今こうやって私たちが会議している間も、子どもたちに向き合って頑張っている保育者の先生たちがいらっしゃって、その先生たちを萎縮させないためにも、今おっしゃったとおり、厳格にここは、みんなのためにもしっかりと感度を上げて対応していかなければいけないと思っているところでございます。

すみません。ちょっと補足になりました。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。ちょっと時間が過ぎていますが、では、西委員、最後でよろしいですか。ほかにいらっしゃったら、まとめてマイクを回したいと思いますが、よろしいでしょうか。では、西委員、お願いします。

委員

お時間のないところで申し訳ありません。西です。この性嗜好障害、小児性愛着の傾向をきちんと捉える部分と、先ほどちょっと猪熊委員が言っていたのでほっとしたのですが、不適切な保育に関する子どもの権利の教育、これは二本立てでしっかりとやっていかないとというふうに非常に思っています。実際に5年前の不適切な保育が起きたのも

区立保育園でした。そこから様々関わらせていただいたのですけれども、マネジメントの教育といえますか、保育士の教育の中でマネジメント教育は意外に受けてきていないのです。施設長さんたち、園長先生、副園長先生たちも、保育で子どもに向き合うときどうするかということは、ずっと研究してきているのですけれども、園の施設自体をどう運営していくか。要は不適切な保育に関しても、今回の問題でも、多くの保育者は気づいている。それをちゃんと施設の問題としてマネジメントしていく力が非常に弱いというのが、実際に不適切な保育の研修をやっていて感じるころなので、きちんと分けて、子どもの権利をどう教育していくか、それから、保育士の中の施設長さんたちのマネジメント能力をどう育てていくか、そしてもう一つ、個人的な問題に関わる性嗜好障害のメンバーに対する社会的な制裁も含んだ、どういう段階をやっていくのかというのを分けて、ぜひ組み立てていただきたいというのが要望です。

加藤（悦）会長

どうも本当にいろいろな貴重な御意見を出していただきまして、ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

すみません。ペース配分の問題で少し時間が延びてしまいましたけれども、本日の議事は全て終了いたしました。様々な御意見を出していただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

加藤会長、進行をありがとうございました。委員の皆様も貴重な御意見をたくさんありがとうございました。

事務局から2点ほど事務連絡させていただきます。本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りいたします。お送りします議事録につきましては、御自身の御発言部分を御確認いただきまして、修正がございましたら、事務局まで御連絡ください。その後、区のホームページで本日の資料と共に公開させていただきます。

2点目でございますが、次回の子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に書いてありますとおり、第3回の会議を12月27日水曜日午前9時半より開催・開会したいと思います。皆様の事前の日程調整、御協力ありがとうございました。時期が近づきましたら、会場を含めまして、改めて正式に御案内いたします。日程の御予定のほう、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日はどうも皆様ありがとうございました。